

ふせ
みんなで防ごう

しょう しゃ ぎやく たい
障がい者虐待



しょう がい しゃ ぎやく たい ぼう し ほう
障害者虐待防止法がはじまります

しょうがいしゃぎやくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえん とう かん ほうりつ
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう へいせい ねん がつ にち せごう
(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日から施行されます。

ぎやくたい き つうほう
～虐待に気づいたら、すみやかに通報をしましょう～

しょう しゃぎやくたい き かた し たんとうまどくち つうほう ぎ む
障がい者虐待に気づいた方は、市の担当窓口への通報義務があります。

かん つうほう
「あれっ」と感じたら通報をしましょう。

つうほう せうだん といあわ さき お の し しょう しゃ ぎやくたい ぼうし
通報、相談、問合せ先 小野市障がい者虐待防止センター

たんとう まどくち お の し やくしょ しゃかい ふくし か しょう ふくし がかり
(担当窓口:小野市役所 社会福祉課 障がい福祉係)

でんわ
電話.63-1011 FAX.63-1204

きゅうじつ やかんつうほうさき でんわ
休日・夜間通報先 電話.63-1000 FAX.63-1196

～対象となる障がい者とは～

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 　 しょうたいしょう 　 ちてきしょう 　 せいしんしょう 　 はったつしょう
障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの
 ひと 　 ほかしんしん 　 きのう 　 しょう 　 しゃがいてき 　 しょうへき 　 けいぞくてき 　 にちじょう
ある人や、その他心身の機能の障がいや社会的な障壁によって、継続的に日常
 せいかつ 　 しゃがいせつかつ 　 そうとう 　 せいげん 　 う 　 じょうたい 　 ひと 　 たいしょう
生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人が対象となります。
 ※ しょうがいしゃてちょう 　 しゅとく 　 がた 　 たいしょう
※ 障害者手帳を取得していない方も対象となります。



～3種類の障がい者虐待があります～

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 　 しょう 　 しゃぎゃくたい 　 しゅるい 　 ていぎ
障害者虐待防止法では、障がい者虐待を3つの種類に定義しています。

ようごしゃ による 障がい者虐待

しょうがいしゃ せいかつ せわ しんたいがいご
障がい者の生活の世話や身体介護、
 さんせん かんり おこな かせく
金銭の管理などを行っている家族
 しんぞく どうきょにん ぎゃくたい
や親族、同居人からの虐待のこ
とです。



しょうがいしゃ ふくし しせつ じょうじしゃ による障がい者虐待

しょうがいしゃふくししせつ しょうがいふくし
障害者福祉施設や障害福祉サービス
 じぎょうしょ ばたら しょうじん
の事業所で働いている職員による
 ぎゃくたい
虐待のこ
とです。



しょうしゃ による 障がい者虐待

しょうがいしゃ しょう しゃぎゃくたい
障がい者を雇用する事業主等に
 ぎゃくたい
よる虐待のこ
とです。



さいみまん しょう じ たい 　 ようごしゃぎゃくたい 　 つうほう 　 つうほう 　 たい 　 ぎゃくたいたいおう
 ※ **18歳未満の障がい児に対する養護者虐待については、通報・通報に対する虐待対応として、**
 じどうぎゃくたいぼうしほう 　 てきよう
児童虐待防止法が適用されます。

こうれいしゃかんけいしせつ 　 にゅうしょしゃ 　 さいみまん 　 しょう 　 しゃ 　 たい 　 ふく 　 こうれいしゃ
 ※ **高齢者関係施設の入所者については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて、高齢者**
 ぎゃくたいぼうしほう 　 てきよう 　 じどうふくししせつ 　 にゅうしょしゃ 　 さいいじょう 　 たい
虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者については、18歳以上に対するものも
 ふく 　 じどうふくしほう 　 てきよう
含めて児童福祉法が適用されます。

しょうしゃ 　 しょう 　 しゃぎゃくたい 　 ねんれい 　 がた 　 さいみまん 　 さいいじょう 　 しょうがいしゃ
 ※ **使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者**
 ぎゃくたいぼうしほう 　 てきよう
虐待防止法が適用されます。

虐待を早期に発見するために！

「虐待の種類」と「虐待のサイン」

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがよくあります。そのため、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

※複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

※これらはあくまで例示の一部ですので、完全に当てはまらなくても、虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向けましょう。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

例えば

- ・平手打ちをする
- ・殴る、蹴る、つねる
- ・やけどをさせる
- ・縛りつける
- ・閉じ込める
- ・不要な服薬をさせる

チェックするサイン

- ・身体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- ・回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- ・お尻、手のひら、背中などにやけどがある
- ・傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ・急におびえたり、こわがったりする



心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度を与えること。また無視や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

例えば

- ・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる
- ・怒鳴る
- ・ののしる
- ・悪口を言う
- ・わざと無視する
- ・仲間に入れない

チェックするサイン

- ・かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす、自傷行為がみられる
- ・食欲の変化（過食・拒食）が激しい
- ・体重が不自然に増えたり、減ったりする
- ・無気力、あきらめ、顔の表情がなくなる

性的虐待

無理やり、わいせつなことをしたり、させたりすること。

例えば

- ・性的行為を強要する
- ・裸にする
- ・キスをする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する
- ・わいせつな映像を見せる

チェックするサイン

- ・性器の痛み、かゆみを訴える
- ・不自然な歩き方をする
- ・肛門や性器からの出血や傷がみられる
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ・眠れない、不規則な睡眠となる

放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世話をし、必要ない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことにより、障がい者の身体・精神状態を悪化させること。

例えば

- ・食事や水分を十分に与えない
- ・排泄の介助をしない
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・室内の掃除をしない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスや医療を受けさせない

チェックするサイン

- ・身体から異臭がする、髪が汚れている
- ・ずっと同じ服を着ている
- ・部屋から異臭がする、ゴミを放置している
- ・体重が増えない、過度に空腹を訴える
- ・よそではガツガツ食べる

経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使うこと。また勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

例えば

- ・ 年金や賃金を渡さない、使わせない
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用をする

チェックするサイン

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ・ サービスの利用料や生活費の支払いができない

セルフネグレクト（自己放任）について

昼間でも雨戸が閉まっている、電気、ガス、水道、家賃の支払いが滞っている、ゴミが部屋や周囲に散乱している、部屋から異臭がする等、障がい者本人が、自らの健康や生活を損なう状態のままに放置している場合があります。

上記のようなサインが認められれば虐待と同様、周囲からの積極的な支援が必要となりますので、通報や相談をしてください。



通報は匿名でもかまいません

匿名でも通報はできます。虐待が疑われるサインがみられる場合には、一人で問題を抱え込まず、速やかに小野市障がい者虐待防止センターに通報しましょう。

～障がい者虐待を防止するために～

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援を開始することが重要です。

在宅で家族や親族等による虐待が起きた場合には、虐待している家族や親族等を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、家族や親族自身が何らかの支援を必要としている場合があります。

家庭全体の状況から、その家庭が抱えている問題を理解し、障がい者・家族・親族等に対する支援を行うことが必要です。虐待されている障がい者だけではなく、虐待をしている家族が抱える問題解決のためにも、虐待の芽に気付くことが大切です。みんなで協力し、誰もが安心して暮らせる小野市をつくりましょう。



発行所

小野市役所 市民福祉部社会福祉課障がい福祉係
〒675-1380 小野市王子町806-1
電話.0794-63-1011 FAX.0794-63-1204

